

2 優れた自然環境と生物多様性の保全

現 状

1 自然公園等の指定

県内には、瀬戸内海国立公園，比婆道後帝釈国定公園，西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり，それらの面積は県土の約4%を占めています。

また，県内の優れた自然環境の保全を図るため，「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域」等の指定をし，自然環境の適正な保全を，総合的に推進しています。



帝釈峡（比婆道後帝釈国定公園）

2 自然とのふれあいの増進

余暇時間の増加等に伴い，自然とのふれあいを求める県民ニーズが高まっているものの，施設設備の老朽化や自然公園等に求められる機能の多様化等により，利用者数は概ね横ばい傾向にあります。

3 豊かな森林の保全と再生



治山事業（広島市）

森林は，水源かん養，山地災害防止，地球温暖化防止，生活環境保全，保健休養，生物多様性の保全などの公益的な機能を有しています。

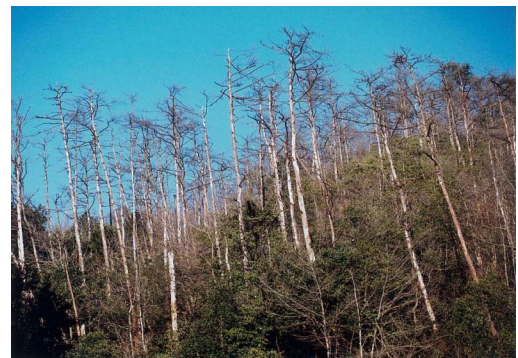
本県の森林面積は，県土面積の約7割に当たる612,992ha（平成19年4月現在，全国第10位）であり，面積は横ばいで推移し，森林蓄積量は微増傾向にあります。

所有形態別にみると，民有林が約92%を占め，そのうち松林が約35%を占めており，その占有面積は全国一です。

松林は，県土の保全や景観形成など様々な機能を持ち，県民生活を支える重要な役割を担っていますが，松くい虫による被害が県内ほぼ全域で広がっており，その被害から守っていく必要があります。

また，森林所有者だけでは維持管理が困難となっている森林が増加しており，県民の理解と参加を得ながら，森林の公益的機能を持続的に維持発揮できる多様な森林づくりが必要となっています。

なお，瀬戸内海沿岸部を中心に森林火災が発生しており，出火件数は長期的には減少傾向にあるものの，今後も予防啓発による防止が必要です。



松枯れ（廿日市市）

4 水辺の保全・再生

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育、水の浄化等の機能を保全するために、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や親水性や景観に配慮した護岸整備が進められています。

また、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた様々な開発行為等により、約31.5%が残存するのみとなっています。そのため、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。



多自然型工法による河川整備（長瀬川）



野呂川ダム（県HPより）

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・成育等の場として重要な役割をもつ藻場・干潟も、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少しています。

そこで、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。

5 生物多様性の保全

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々がぞびえる北部積雪地帯と、それに続く内陸の台地、そして気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物が生息しています。

そのうち、絶滅のおそれがあり、緊急に保護対策を要するミヤジマトンボなどを「野生生物の種の保護に関する条例」に基づく指定野生生物種等に指定しています。

こうした希少な野生生物については、生息状況調査により現状を把握するとともに、県民に対し、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育圏の保全を図る必要があります。



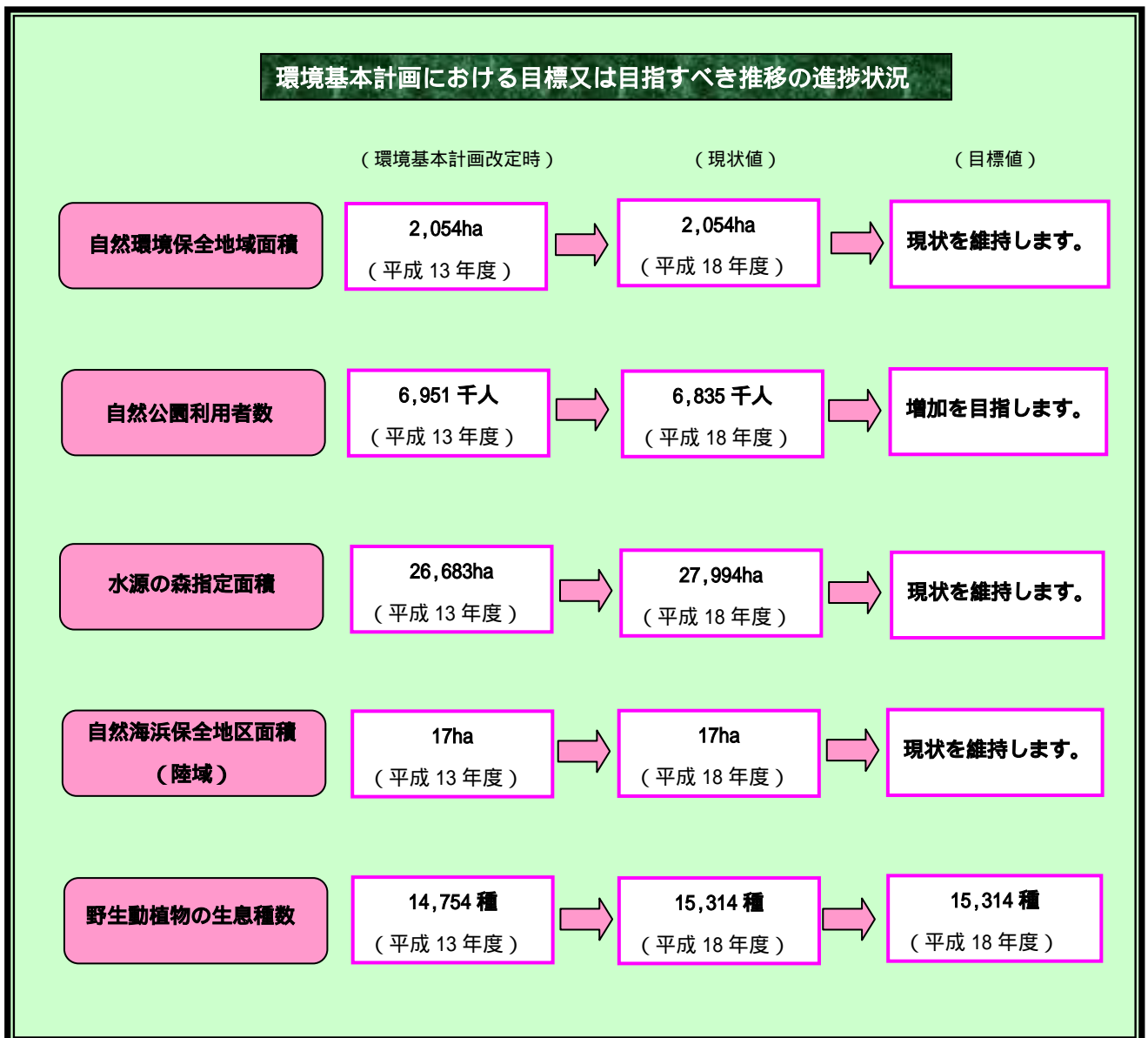
ミヤジマトンボ

しかし、一方でシカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

さらに、海外から持ち込まれた外来生物により、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしていることが指摘されており、こうした外来生物による被害を防止することを目的に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が制定され、平成17年6月から施行されました。これにより、指定された外来生物の飼育栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されています。



クマ被害注意喚起（県HPより）



施策の展開

1 「自然公園法」「自然環境保全条例」等に基づく優れた自然や貴重な動植物が生息する地域の保全・管理

優れた自然の風景を有する地域や貴重な動植物の生息する地域を、自然公園や県自然環境保全地域等として指定し、その保全・管理に努めます。

2 県民の自然とのふれあいを増進するための自然公園や野外レクリエーション施設等の整備・管理の推進

自然公園等においては、地元市町、関連機関等との密接な連携のもと、県民の自然とのふれあう機会を増進するための施設等の計画的な整備・改修を推進します。

幅広い年齢層を対象に、体験を通じて自ら考え、調べ、学び、行動する過程を重視した環境学習を推進するため、豊かな自然に恵まれ、宿泊研修機能を備えた自然公園施設や野外レクリエーション施設について、体験型環境学習拠点としての機能を強化します。

3 森林の状態や植生、所有の形態等に応じた保全・再生の推進

県土面積の7割を占める森林がもつ水源かん養、山地災害防止、保健休養、生物多様性の保全などの機能を持続的に発揮させるため、地域の特性に応じた保全を推進します。

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく保全地域等の指定を推進するとともに、「県みどりと景観の基金」を活用した公有化の検討や保全地域等の指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行います。

植物の自生地や野生生物の生息地として重要な天然林は、県自然環境保全地域や保安林として厳正な保護・管理を行います。

重要水源地域においては、流域単位で水源かん養保安林、干害防備保安林を指定し、適切な管理を行います。

県民共有の財産である森林を環境に貢献する森林として県民全体で守り育てる取組を行います。

奥地森林に広葉樹の植林等による森林構成の多様化や植生の復元等を推進します。

自然生態系との調和を一層重視した複層林や天然林の育成による多様な森林の造成を推進します。



森林ボランティアによる作業



複層林（廿日市市）

4 自然とのふれあいの場である河川や海岸・海浜などの水辺の生物の 生息・育成環境に配慮した保全・再生

(1) 自然環境に配慮した河川の整備

水生生物の移動の分断を回避する魚道の整備，水際部の水生植物の維持・回復のための自然石を使った岩組み・石積み，魚巣ブロック・ホタル護岸など，地域の状況を考慮した工法の採用等により，自然環境に配慮した河川の整備を進めます。

(2) 海岸・海浜や海の自然の保全と再生

優れた環境を有する海岸は「自然海浜保全条例」に基づいて自然海浜保全地区に指定し，保全に努めます。

藻場や干潟は，水質の浄化機能を有し，魚介類の産卵・生育等の場としても重要であることから，残された貴重な藻場・干潟の保護・保全と再生を図ります。

自然と調和のとれた港湾の整備，自然環境や生態系の保全・再生を積極的に進めるとともに，藻場，干潟や湿地等の保全・復元などの自然再生事業を推進します。



海の生物調査の様子

5 生物多様性の保全

基礎的調査の実施及び体系的な基礎情報の整備

「野生生物の種の保護に関する条例」等に基づく希少野生生物種の保護の推進

自然保護に関する各種制度等の活用による野生生物生息・生育域の保護・保全

有害鳥獣等の適正な個体数管理による共存の実現

外来生物への適切な対応

(1) 保護を要する野生生物種の保護

「広島県野生生物の種の保護に関する条例」に基づく指定野生生物種，野生生物保護区の指定などにより，緊急に保護を要する野生生物種の保護を図り，また，必要に応じて指定の見直し等を行います。

ミヤジマトンボなど，県内に生息する希少野生生物種を保護するため，「保護管理計画」に基づく徹底した保護対策を推進します。



レッドデータブックひろしま 2003

(2) 体系的な生態系の保全

農林水産業に被害を与えるなどの問題が生じているシカやイノシシなどは、鳥獣保護区の適正配置，狩猟規制の緩和などの対策を講じるとともに，市町が行う個体数管理対策に対して適切な助言を行います。

指定野生生物種に指定しているツキノワグマの里山定着化を防ぐため，出没地域周辺でのパトロール，奥山への放獣などの保護対策を進めるとともに，隣接する山口県・島根県と協力して，「特定鳥獣保護管理計画」に基づく科学的な個体数管理を講じていきます。

特定外来生物に指定されているアルゼンチンアリによる生態系被害や生活被害の軽減を図るため，アルゼンチンアリが分布する山口県や関係市町と連携して対策に取り組みます。



アルゼンチンアリ (復進調査設計(株)提供)



八幡湿原自然再生事業イメージ

(3) 野生生物の生息環境の保全・再生

自然生態系との調和を重視した複層林・天然林施策等による森林造成，都市周辺における生態系に配慮した里山林の保全，多自然型護岸の整備，藻場や干潟の保護・保全，ビオトープの整備などにより，野生生物の生息・生育環境の復元・再生を図ります。

八幡湿原など希少な動物類や植生群落が存在し，放置すれば貴重な生態系が失われるおそれのある地域について，自然環境の再生を行います。

絶滅危倶種のほぼ 5 割が，人手が入ることによって生態系のバランスを保ってきた里地里山に生息している現状を踏まえ，地域住民や NPO との連携による地域の実情に応じた保全対策を推進します。

(4) 野生生物保護思想の普及啓発

野生生物や生態系の保全に関する県民の理解を深めるため，広報の実施，愛鳥週間行事等の開催，野生生物保護推進員による啓発などの取組を推進します。

愛鳥週間ポスター 特選



福山市立神辺小学校2年 松葉咲月



広島市立東原中学校2年 向川華世



広島工業大学付属中学校3年 岩見智子